

第 1 章 ビジョンの策定にあたって

1. ビジョン策定の背景と趣旨

本市では、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく子ども・子育て支援事業計画である「第 2 期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」を 2020（令和 2）年 3 月に策定し、「誰一人取り残さない子育て支援」の実現を目指した各種施策に取り組んでいます。

また、公共施設の質と量の最適化と安全・安心で持続可能な維持管理を実現するため、2016（平成 28）年に「郡山市公共施設等総合管理計画」を策定し、その個別計画の中で、公立保育所についても施設ごとの個別施設方針を検討することとなっています。

引き続き「子どもの想い」を保育・幼児教育行政の中心に置き、この 2 つの計画を着実に推進するとともに、全ての保育関係者と協働で持続可能な保育・幼児教育を実現させるため、その基本方針となる保育・幼児教育ビジョンを策定します。

2. 基本理念

「子どもの想い」を第一に考えるまちこおりやま

上位計画である「第 2 期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」では、「児童憲章」「児童の権利に関する条約」「郡山市子ども条例」の理念を踏まえ、子どもを『独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体』と捉えるとともに、『子どもを第一に考えるまち』を目指してこの基本理念を定めました。

本ビジョンにおいても、これを基本理念とし、「子どもの想い」を第一にこれからの保育・幼児教育を考えていきます。

3. 大人の責務と育みたい子どもの姿

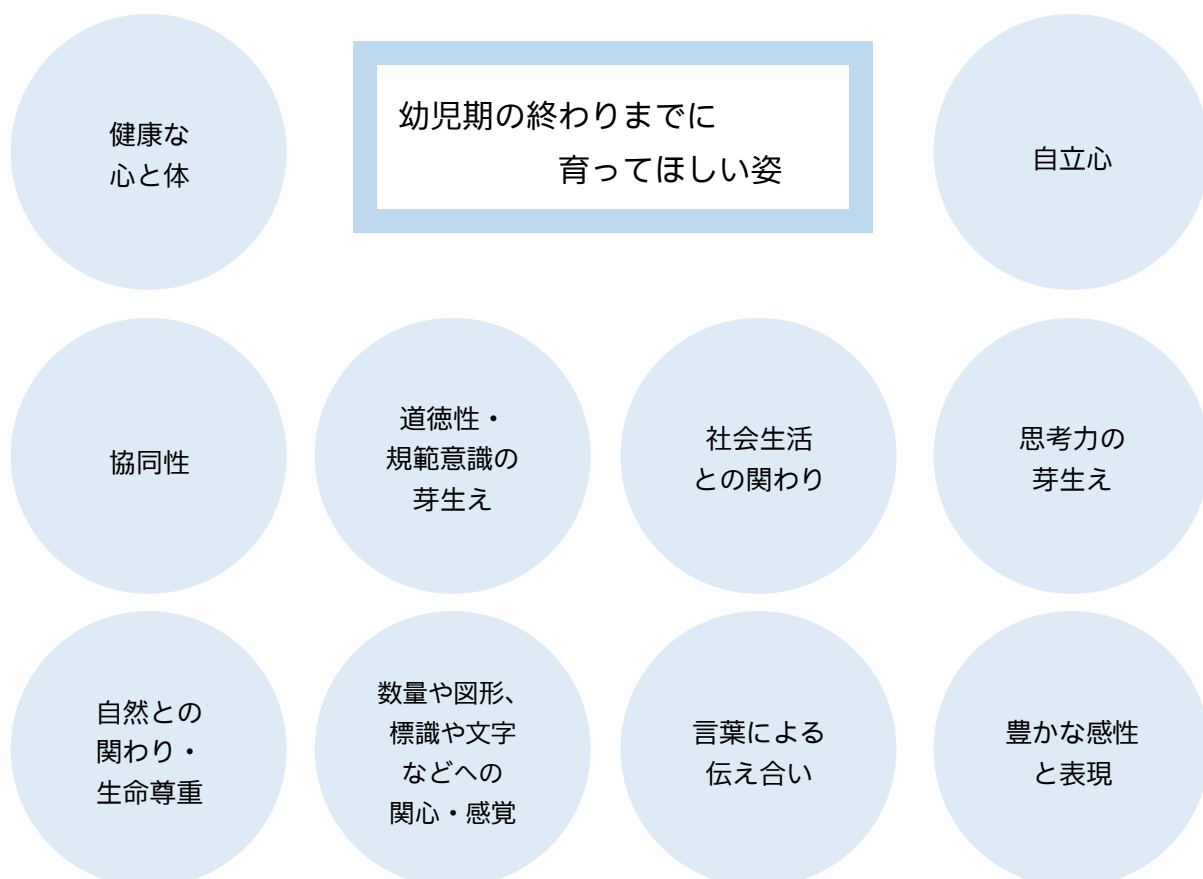
本市では、2018（平成 30）年 4 月に、子どもが心身ともに健やかに成長し、自立できる社会の実現を目指して、「子どもを第一に考えるまちづくり」を推進する「郡山市子ども条例」を施行しました。この条例の第 3 条には、子どもへの支援の基本理念が次のように定められています。

- 子どもへの支援は、子どもが成長段階に応じた学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明するなど主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行われなければならない。

- 子どもへの支援は、子どもが差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことがなく安心して生きていくことができるよう、子どもの人権が尊重されることを旨として行われなければならない。
- 子どもへの支援は、子どもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付けることにより、他者の人権を尊重することができ、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行われなければならない。
- 子どもへの支援は、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことにより重層的に行うとともに、相互に連携協力して継続的行われなければならない。

本市の保育・幼児教育に携わる大人は、この基本理念に基づき、子どもが必要とする支援をしていくことで、それぞれの責務を果たしていく必要があります。

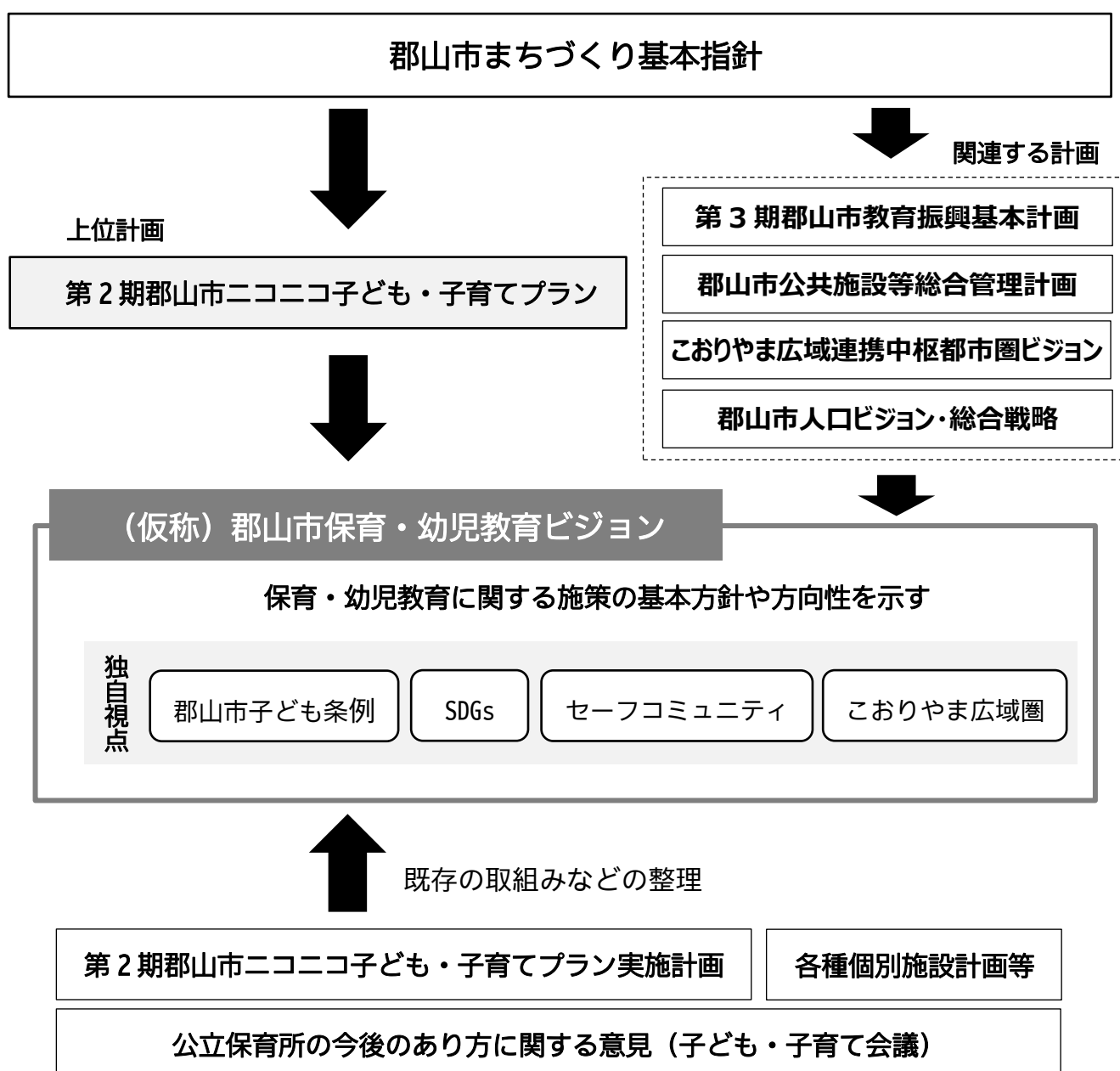
また、2017（平成 29）年 3 月に告示され、2018（平成 30）年 4 月から施行されている現行の「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として「10 の姿」が示されています。保育・幼児教育では、個々の育ちを大切にしながら、小学校への接続へ向け、この「10 の姿」を育んでいくことが求められています。



4. ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、就学前の児童に係る分野のうち、保育・幼児教育について、課題や市民ニーズを分析・検証し、郡山市まちづくり基本指針などと整合を図りながら、基本方針や取組みの方向性を示すものです。

上位計画となる第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプランの内容を踏まえ、国や福島県における施策の動向や、郡山市子ども条例、SDGs 未来都市、連携中枢都市圏（こおりやま広域圏）などに位置付ける本市の取組みを整理しながらビジョンを策定しました。



第2章 保育・幼児教育の現状及び課題

1. 保育・幼児教育を取り巻く全国的な動向

◆ 人口減少と少子高齢社会

日本は、2008（平成 20）年をピークとして既に人口減少時代に突入しており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、今後一貫して人口が減少し続けると推計されています。

若い世代の人口減少や婚姻数の減少は出生数・出生率の低下を招いており、これらは総人口に占める高齢者世代の割合の増加につながっています。

◆ 女性の出産・子育て期の就業率の上昇

女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び上昇する M 字カーブを描いていますが、30 歳から 39 歳の就業率の上昇により、M 字の底が浅くなり、台形に近い形状に変化してきています。この背景として、女性の高学歴化や意識の変化に加え、女性活躍推進法が 2015（平成 27）年に施行されるなど、働く場面において女性の力が十分に発揮できるよう社会全体で取り組んでいる状況があります。

今後想定されている生産年齢人口の減少に伴い、女性の活躍がますます期待されることで、今後も女性の就業率は上昇していくことが見込まれます。

◆ 子ども・子育て支援新制度及び幼児教育・保育の無償化

国では、2015（平成 27）年 4 月から幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。新制度により、地域の実情に応じて認定こども園の普及を図るとともに、「小規模保育事業」「事業所内保育事業」「家庭的保育事業」などの地域型保育事業を創設しました。その後、2016（平成 28）年には、従業員が働きながら子育てしやすいように環境を整えて、離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する企業を支援することを目的に、「企業主導型保育事業」などを創設しました。

さらに、保育・幼児教育の重要性や少子化を背景に、これまで段階的に推進してきた幼児教育・保育の無償化の取組みを一気に加速させるとし、2019（令和元）年 10 月から、3 歳から 5 歳までのすべての児童及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の児童について、利用料を無料化する「幼児教育・保育の無償化」を実施しています。

＜子ども・子育て支援新制度で増加した保育・幼児教育の場＞

種類	概要	入園できる子ども
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	3～5歳
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	0～5歳
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～2歳
		3～5歳
地域型保育	保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、子どもを保育する事業	0～2歳
①家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行う	
②小規模保育	少人数(定員6～19人)を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもときめ細かな保育を行う	
③事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する	
④居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う	
企業主導型保育	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設	0～5歳

◆ 特別な配慮を必要とする児童の増加

就学前児童が減少している中、2021（令和3）年1月「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（文部科学省）」において、義務教育段階への就学予定者で、市区町村教育委員会が専門家の意見を聴取するための教育支援委員会などで調査・審議対象となった障がいのある児童の数は増加傾向にあるとされています。

また、福祉行政報告例によると、児童相談所や市町村における児童虐待相談対応件数は年々増えているとされ、特別な配慮や支援が必要な児童は増加傾向にあります。

◆ 保育者の不足

子ども・子育て新制度がスタートしたことにより、保育・幼児教育施設が増加し、種類の多様化も進みました。保育・幼児教育の受け皿として多様な施設が増加する一方で、保育者は恒常的に不足し、2021（令和3）年3月の有効求人倍率は全職種1.12に対し保育士は2.67となっています。

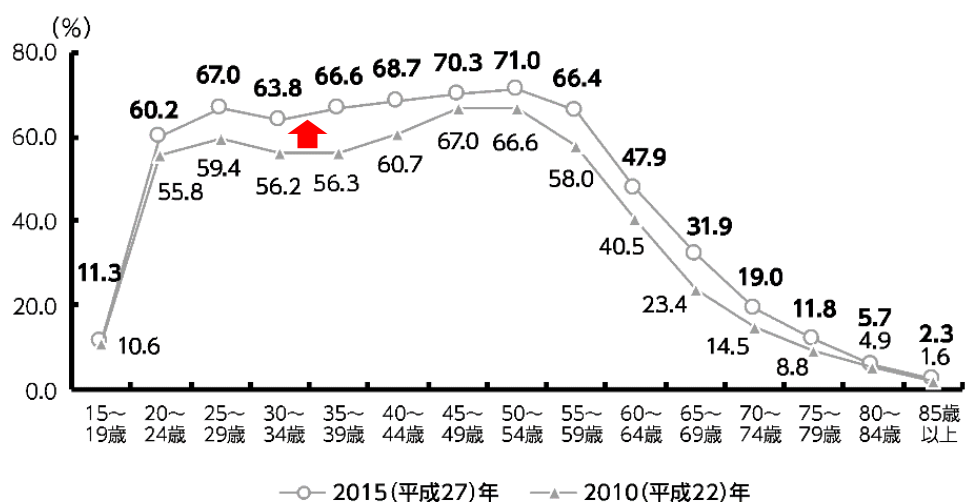
保育士の登録者数は増加傾向にあることから、保育士の資格を有しながら、保育所等で働いていないいわゆる潜在保育士が多くいることも、保育者が不足する大きな要因であると考えられています。

2.郡山市の現状及び課題

◆ 多様な保育・幼児教育ニーズへの対応

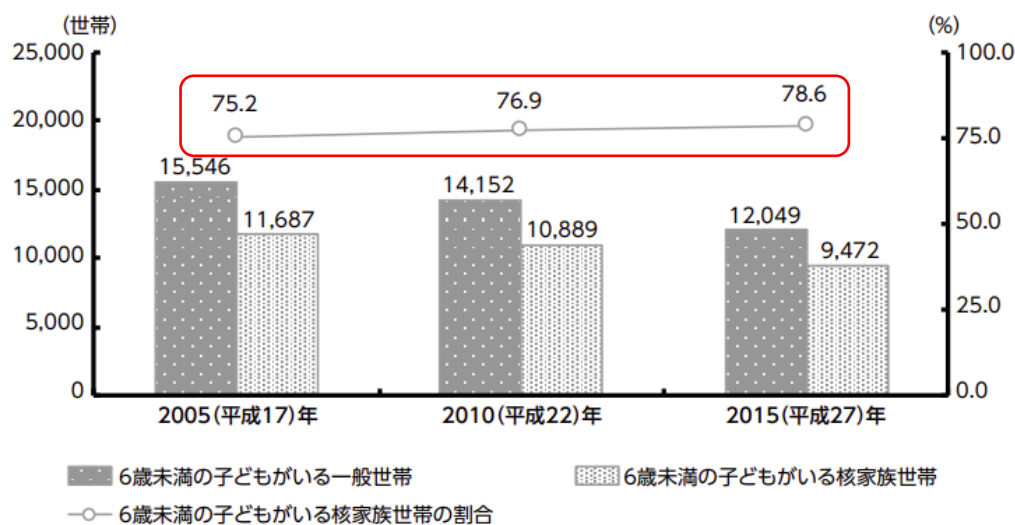
全国的な動向と同様に、本市においても女性の就業率の増加に伴い、共働き世帯が増加しています。また、世帯構成において、児童がいる核家族世帯やひとり親世帯の割合が増加傾向にあり、保護者アンケートでは、早朝や夜間、日曜・祝日の保育、施設利用中に体調不良となった場合の病児保育を求める意見が多いなど、多様なニーズへの対応が求められています。

女性の年齢別就業率の推移



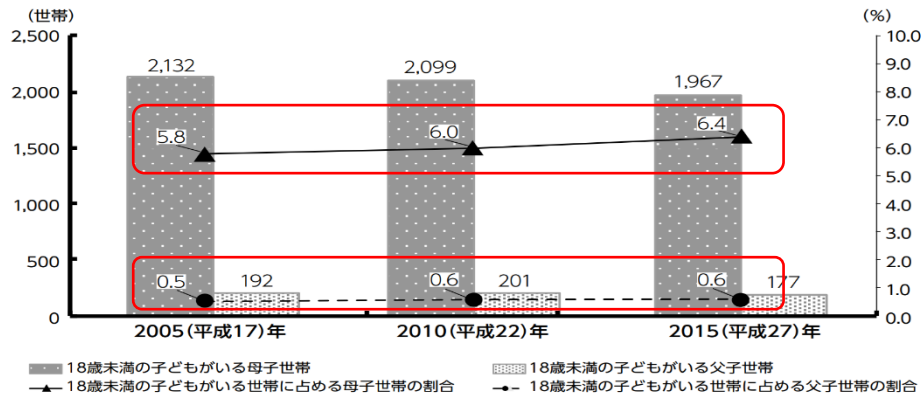
資料：国勢調査

6歳未満の子どもがいる世帯の状況



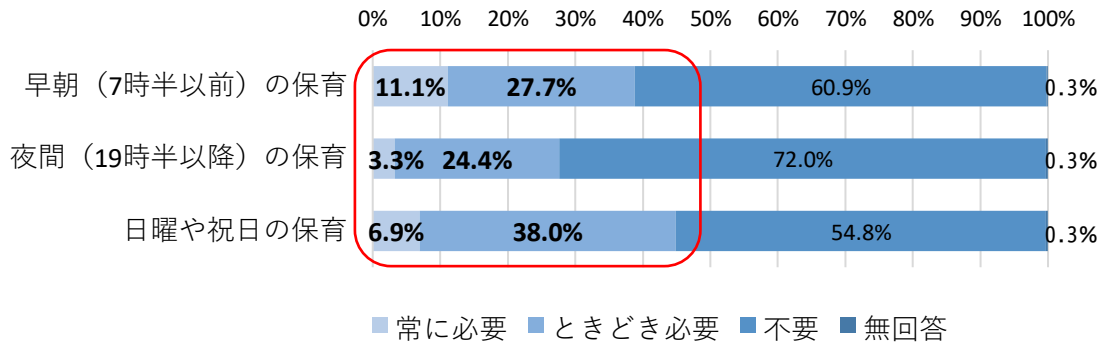
資料：国勢調査

ひとり親世帯の推移



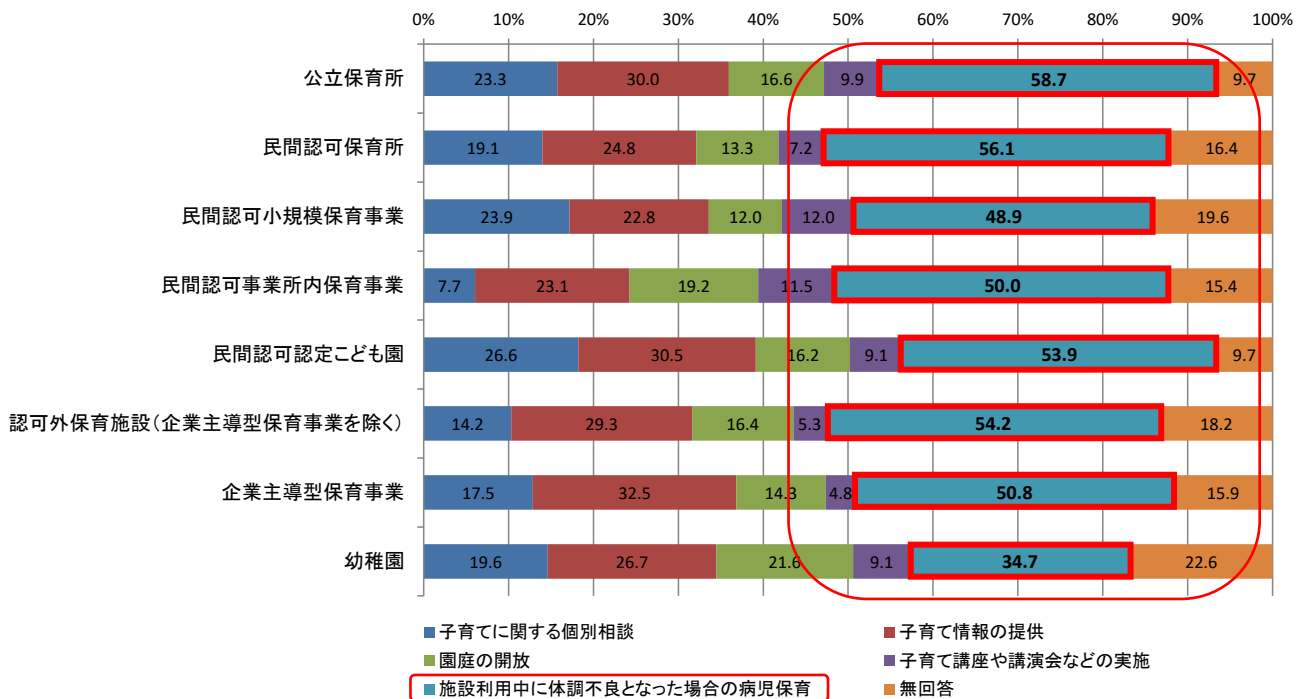
資料：国勢調査

早朝や夜間、日曜・祝日の保育ニーズ



資料：保護者アンケート

施設で行ってほしい子育て支援（施設種類別・複数回答）



資料：保護者アンケート

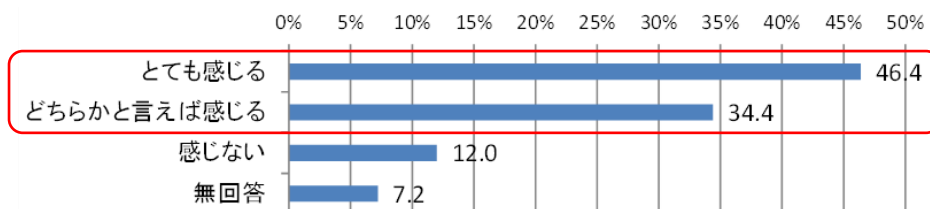
◆ 特別な支援を要する児童や保護者への対応

施設へのアンケート結果では、障がいの診断を受けている児童の受入れ人数や、障がいの診断は受けていないが何らかの障がいや発達の遅れが疑われる特別な支援を要する児童の受入れ人数が増加傾向にあると多くの施設が回答しています。そして、そうした児童への対応が施設運営上の課題となっていると約 6 割の施設が回答していることから、人的・財政的な支援や関係団体との連携支援など、支援体制の確立が必要です。

また、施設の約 7 割が特別な支援が必要と思われる保護者※の人数が増加傾向にあると感じていることから、関係機関や各種支援が効果的に連携し、対応していくことが求められています。

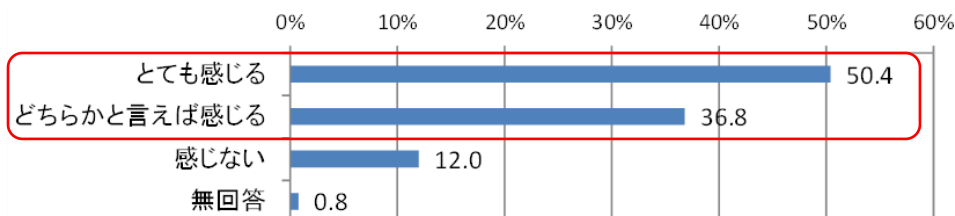
※ 児童の栄養状態が悪い、無断欠席や遅刻が多い、児童が保護者から暴力や暴言を受けている疑いがある、ネグレクトの疑いがある、貧困などの理由により支援を必要とする保護者のこと

障がいのある児童の受入人数が増加傾向にあると感じますか



資料：施設アンケート

特別な支援を要する児童の受入人数が増加傾向にあると感じますか



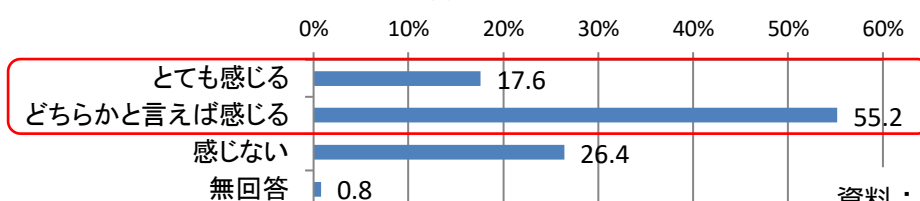
資料：施設アンケート

施設運営上の課題と感じるもの上位 3 項目（複数回答）

施設運営上の課題と感じるもの上位 3 項目（複数回答）	
1 位	保育者の確保（68.3%）
2 位	保育者の資質の維持・向上（60.2%）
3 位	障がいのある児童や特別な支援を要する児童への対応（57.7%）

資料：施設アンケート

特別な支援が必要と思われる保護者の人数が増加傾向にあると感じますか



資料：施設アンケート

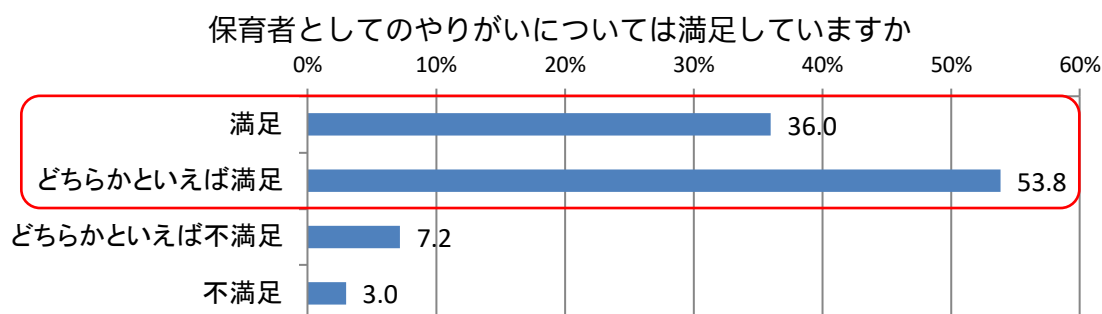
◆ 保育人材の確保と保育者の負担軽減

全国的に保育者が不足している中で、本市の施設においても施設運営上の課題として「保育者の確保」が1位となっています。保育者アンケートでは、約9割の保育者がやりがいについて満足しているものの、7割以上の保育者が一度は退職を考えたことがあるという結果になりました。

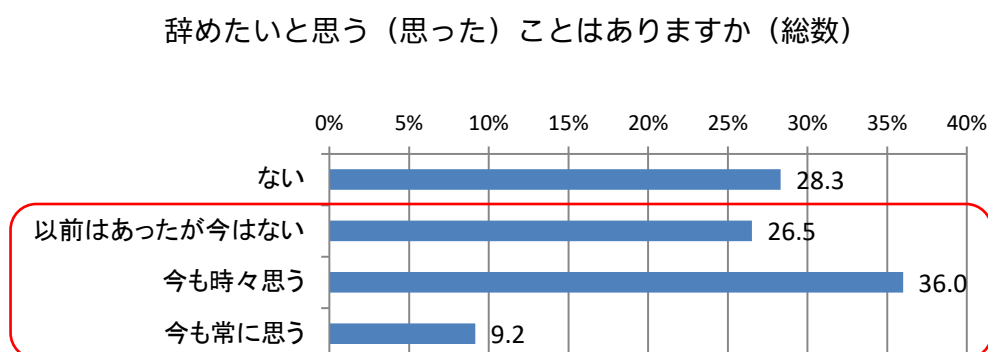
現在の施設での就業年数別にみると、辞めたいと「今も時々思う」「今も常に思う」人の割合が5年目～9年目が最も多く、保育業務以外の後輩指導や職場の人間関係、さらにはその責任の重圧などから、いわゆる中堅保育者の負担が重くなっていると推測されます。

施設運営上の課題と感ずるもの上位3項目（複数回答）	
1位	保育者の確保（68.3%）
2位	保育者の資質の維持・向上（60.2%）
3位	障がいのある児童や特別な支援を要する児童への対応（57.7%）

資料：施設アンケート

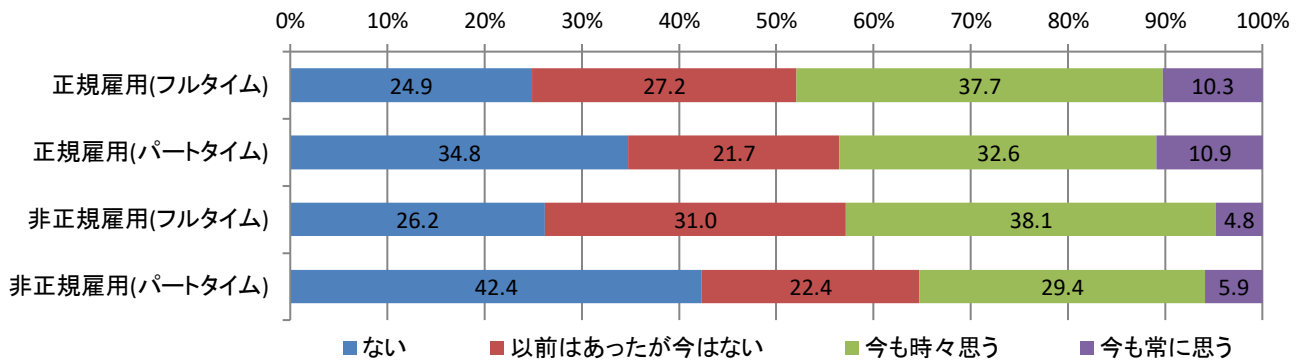


資料：保育者アンケート



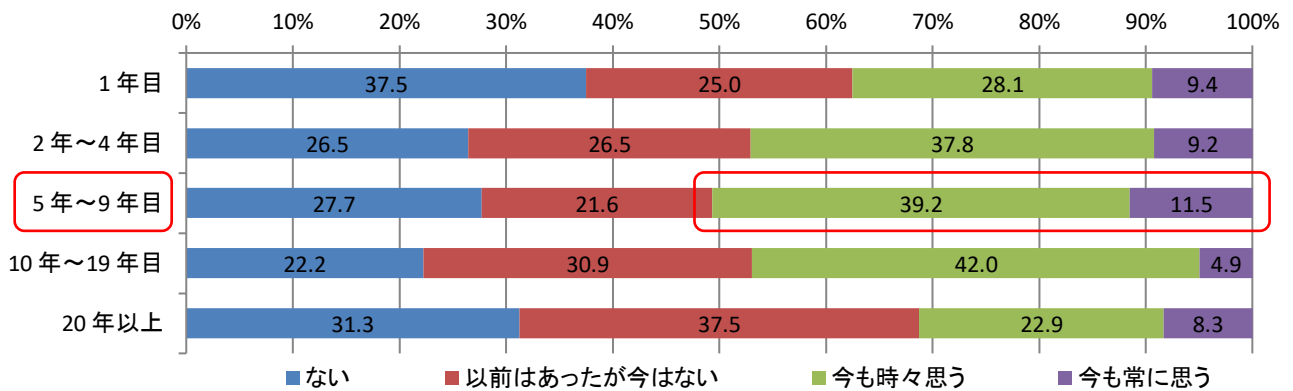
資料：保育者アンケート

辞めたいと思う（思った）ことはありますか（雇用形態別）



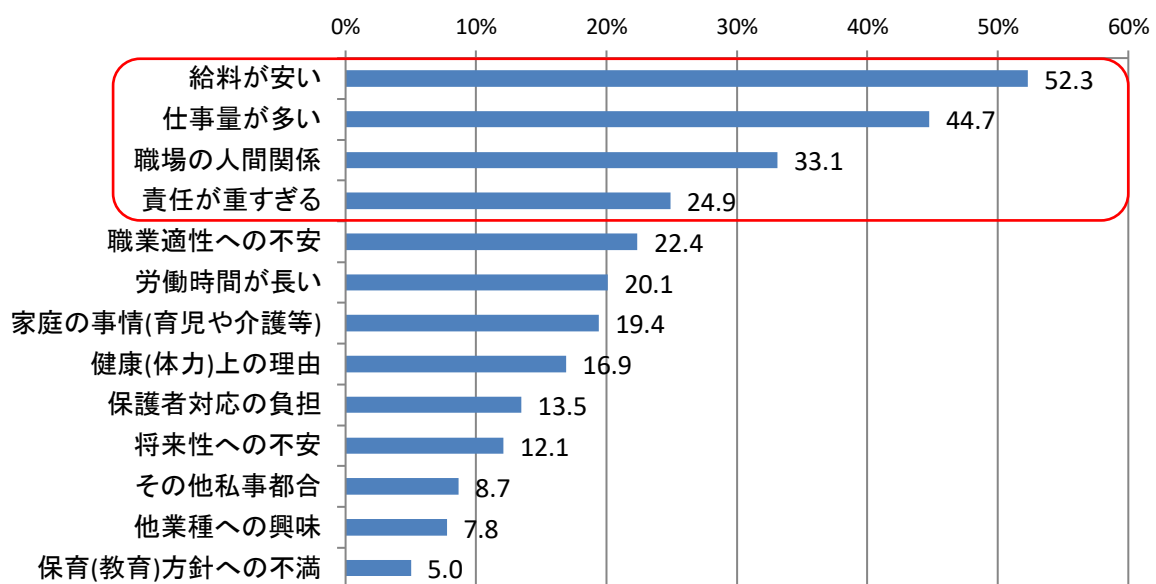
資料：保育者アンケート

辞めたいと思う（思った）ことはありますか（現在の施設での就業年数別）



資料：保育者アンケート

辞めたいと思う（思った）理由（複数回答）



資料：保育者アンケート

◆ 保育者の資質の維持・向上

施設運営上の課題として、施設の多くが「保育者の資質の維持・向上」と回答しており、保育・幼児教育の質の向上のために必要なこととして、施設・保育者ともに、「保育者の専門職としての知識・技術の向上」が1位となっています。

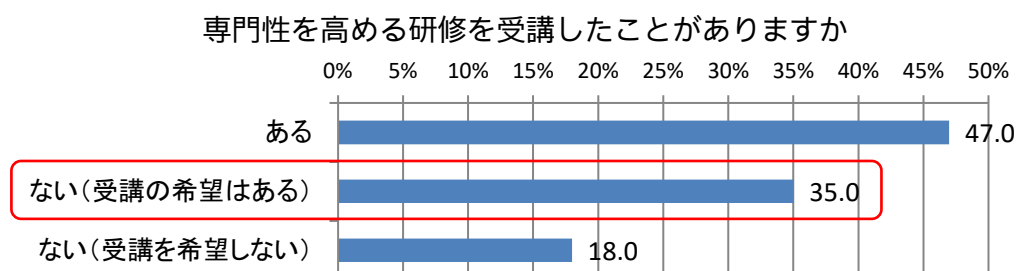
また、保育者の専門職としての知識・技術の向上に取り組むうえでは、各種研修を受講することがひとつの手段ですが、受講意欲があっても、それが実現していないことが保育者アンケートの結果から見るができます。

施設運営上の課題とを感じるもの上位3項目（複数回答）	
1位	保育者の確保（68.3%）
2位	保育者の資質の維持・向上（60.2%）
3位	障がいのある児童や特別な支援を要する児童への対応（57.7%）

資料：施設アンケート

保育・幼児教育の質の向上のために必要なこと上位5項目（複数回答）		
順位	保育者	施設
1位	保育者の専門職としての知識・技術の向上 [76.1%]	保育者の専門職としての知識・技術の向上 [94.4%]
2位	保育者の確保・加配 [59.2%]	保育者の確保・加配 [60.5%]
3位	保育環境の安全性の向上 [47.1%]	保育環境の安全性の向上 [54.8%]
4位	障がい児や特別な支援を要する児童への対応力強化 [43.9%]	保護者とのコミュニケーションの充実 [42.7%]
5位	保護者とのコミュニケーションの充実 [36.3%]	障がい児や特別な支援を要する児童への対応力強化 [38.7%]

資料：保育者アンケート
施設アンケート



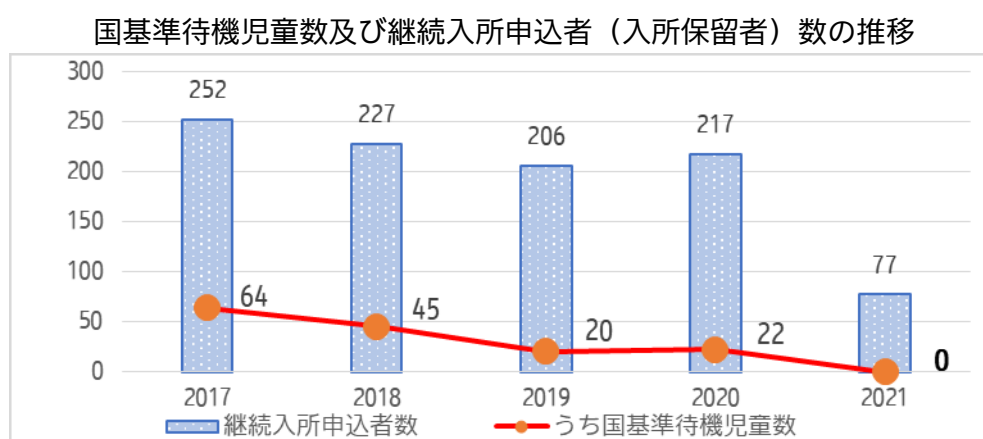
資料：保育者アンケート

◆ 待機児童ゼロの継続

本市の国基準待機児童数は2017（平成29）年度をピークに減少し、2021（令和3）年4月にゼロとすることができました。これは、市が待機児童の多い地域に施設整備をしたことに加え、小規模保育事業や認可外保育施設、企業主導型保育事業が、待機児童が多い1～2歳児の受け皿として機能したことも大きな要因として考えられます。

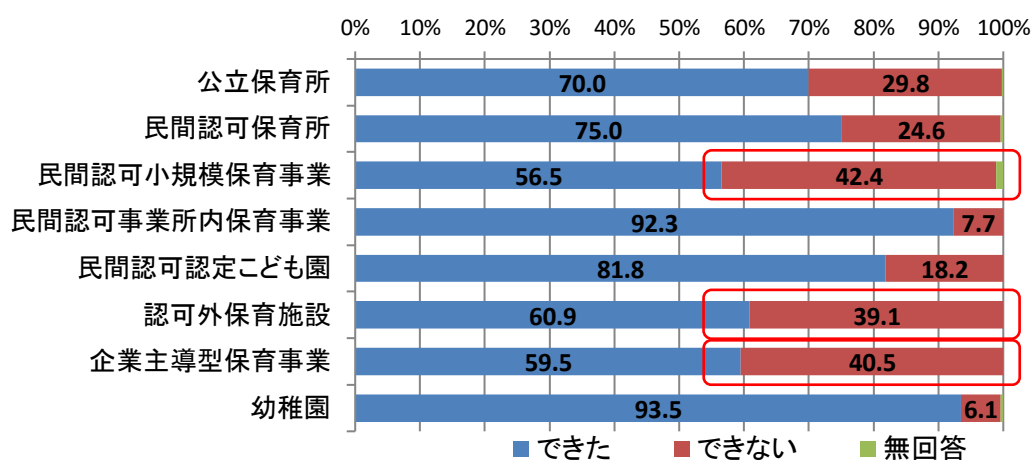
しかし、継続入所申込者（希望施設の定員に空きが出るまで待つ方）、育児休業から職場復帰するなど年度途中に入所を希望する方、近隣市町村からの広域入所受入れなど、年間を通した潜在的な需要を満たしたわけではありません。

今後は、年度を通した国基準待機児童ゼロを達成するとともに、継続入所申込者ゼロを目指して、保護者や児童が希望の施設に入所できる環境を整えることが求められています。



資料：郡山市保育課

第一希望の施設にお子さんを預けることができましたか



資料：保護者アンケート

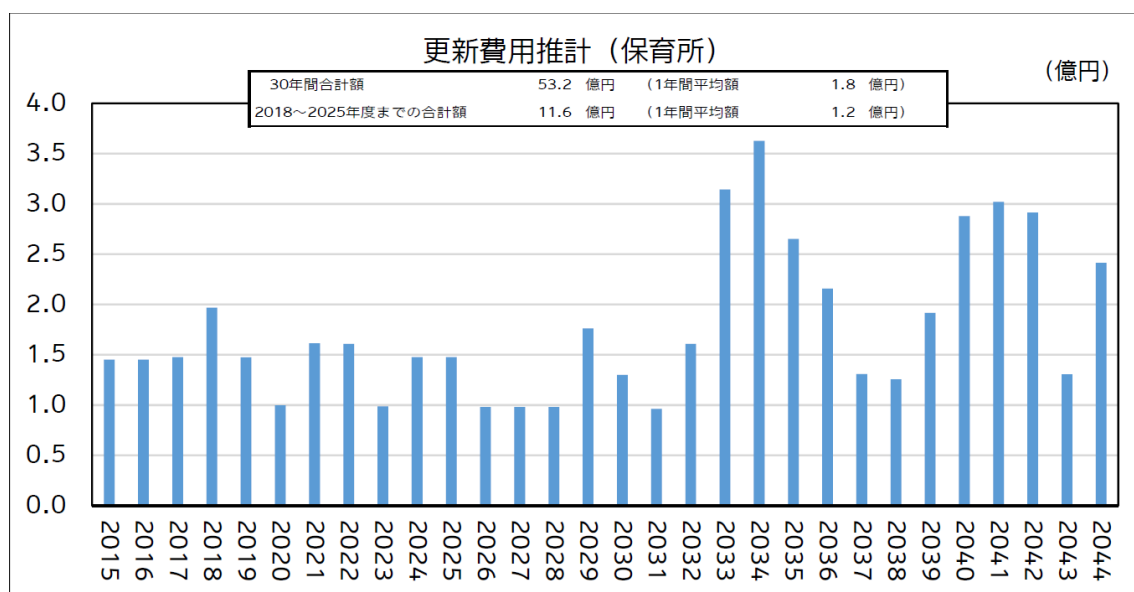
◆ 公立保育所の老朽化への対応と今後のあり方の検討

2021（令和3）年4月時点の平均築年数が、民間認可保育施設6年に対し、公立保育所は36年となっています。2022（令和4）年度には、25か所ある公立保育所のうち20か所が築30年を超えることから、老朽化への対応が必要となってきます。

しかしながら、2018（平成30）年3月に策定した郡山市公共施設等総合管理計画の個別計画・保育所編では、保育所を現状のまま維持し続ける場合に必要な更新費用は、30年間の合計で約53.2億円と試算されており、今後の財政推計において、高齢者の増加に伴い扶助費などの歳出が増加するとともに、生産年齢人口減少に伴う市税などの歳入の減少が予想される中では、現状規模のまま同様の手法で維持していくことは困難な状況です。

そのため、公立保育所の担うべき役割の整理や、少子化による保育需要の減少を見据えた統廃合など、今後の公立保育所のあり方を検討していく必要があります。

2020（令和2）年11月には、郡山市子ども・子育て会議から「公立保育所の今後のあり方に関する意見書」が提出され、公立保育所の役割として、市全体の保育の質の向上のけん引、採算性の低い地域における保育サービスの確保、特別な配慮が必要な児童への対応などが考えられるとの意見がありました。



資料：郡山市公共施設等総合管理計画の個別計画・保育所編

【公立保育所の今後のあり方に関する意見書（抜粋）】

2 公立保育所の役割について

行政機関としての公立保育所には、以下の役割があると考えます。

(1) 郡山市全体の保育の質の向上

今後も保育の量の確保を計画的に進めるとともに、更なる保育の質の向上に努める必要があります。

民間事業者の中には、新制度スタート後に保育所運営を始め、保育経験の浅い事業者もあり、また、保育の実践や保護者支援に対して具体的な取組事例を必要とすることから、豊かな経験を有する公立保育所において、民間事業者との交流や研修を行うことにより、郡山市全体の保育の質の向上を牽引していく必要があります。

(2) 地域における保育サービスの確保

入所児童数が少ない地域においては、民間事業者による施設運営が困難であることから、公立保育所において地域の保育サービスを確保する必要があります。

(3) 特別な配慮が必要な児童への対応

障がいのある児童や医療的ケアが必要な児童、年々増加傾向にあるいわゆる「気になる子」の保育・教育や保護者支援には、保育士や看護師等の加配及びその保育方法について専門の知識や経験が必要です。

さらに、虐待の疑いがある児童、ひとり親家庭等、特別な支援が必要な家庭への対応については、児童相談所や警察、医療関係者のほか、市他部局等、多くの関係機関との関わりが必要となります。

これら特別な配慮が必要な児童については、行政機関として専門性を持ち、関係機関との連携を図ることができる公立保育所において積極的に対応する必要があります。

(4) 子育て家庭に対する支援

保育所には、地域の子育て支援の拠点としての役割もあり、特に公立保育所においては、家庭保育を含めた子育て支援のほか、行政機関の窓口として、児童や家庭の状況、子育てに関する市民ニーズを把握し、市の保育施策へ反映させる機能が必要です。

3 民間活力の導入について

公立保育所は、公共施設等総合管理計画個別計画において、民間活力の導入について検討を行っていくこととなっています。

しかしながら、公立保育所は、「2 公立保育所の役割について」で記載したように、採算性の低い地域における保育サービスの確保や特別な配慮が必要な児童への対応等、市民の保育ニーズにきめ細やかに対応する必要があることから、今後、個別の施設についてその方向性を検討する際には、以下の項目について配慮するよう提案します。

(1) 公立保育所の必要性

「公立保育所の役割」を実践するために、必要な公立保育所を存続させる。

(2) 公立保育所の配置

民間活力の導入の検討に当たっては、「公立保育所の役割」に留意し、児童数の少ない地域の保育を継続するほか、児童の小学校へのつながりを考慮し、小学校の方部（東西南北中）ごとに保育の中核となる公立保育所を配置する。

(3) 個別施設方針の検討開始について

個別の公立保育所の方針については、原則として公共施設等総合管理計画個別計画の検討開始年度に検討を開始するが、以下の①から③のいずれかの項目に該当する公立保育所については、公共施設等総合管理計画個別計画の検討開始年度に関わらず、民間活力の導入等について検討を開始する。

①老朽化等により施設の建て替えが必要となった保育所

②4月1日現在の入所率が、3年以上連続して100%を下回った保育所

③保育施設の量が過剰と判断された地域にある保育所

ただし、待機児童の解消は最重要施策であることから、幼児教育・保育の無償化等の国の動向などにより今後の待機児童の状況に変化が生じる恐れがある場合や現に待機児童が発生している地域の保育所等、慎重に判断すべき事項がある場合は、個別施設方針の決定を数年遅らせることも必要である。

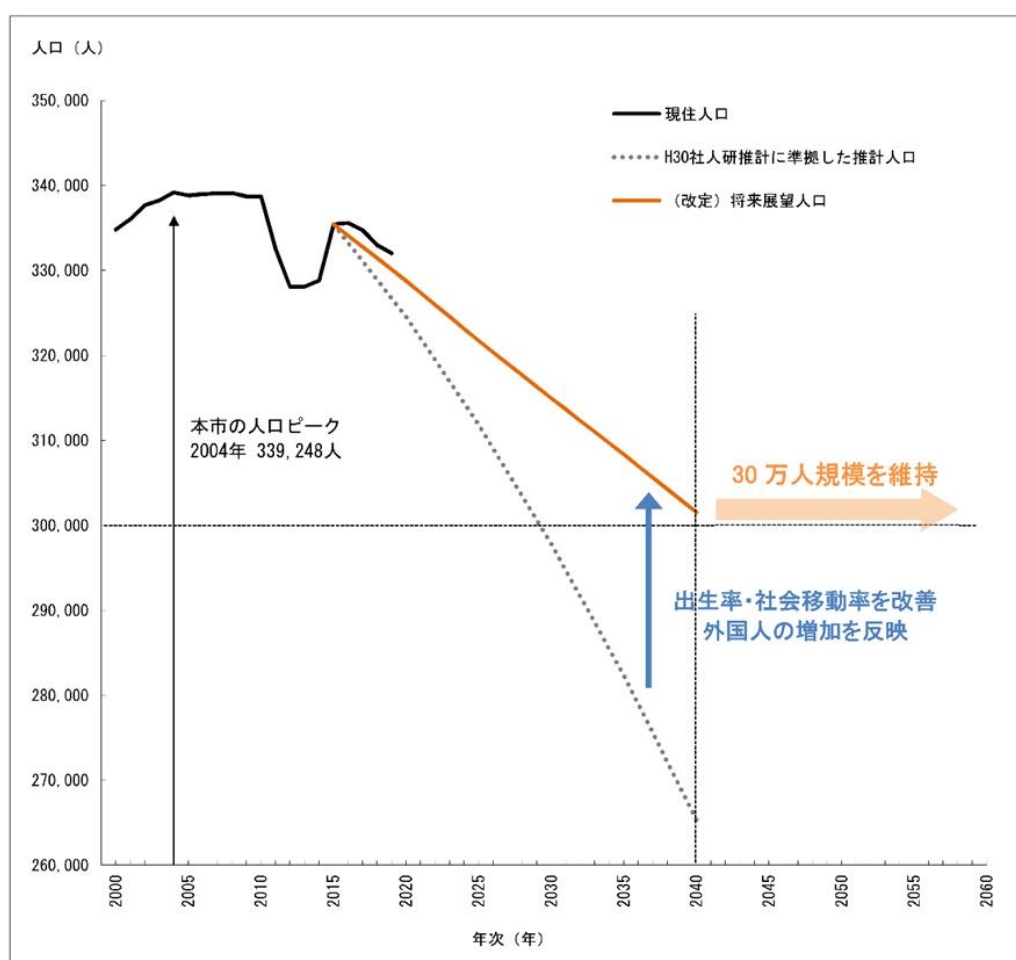
◆ 将来的な保育・幼児教育需要の減少を見据えた施設の配置

本市においても人口減少及び高齢化が進行しており、「郡山市人口ビジョン 2020」において、現在の人口減少が継続すると 2040（令和 22）年には、本市の人口は約 26.5 万人となると推計されており、社会動態の改善、出生率の改善、外国人の増加を反映し、人口約 30 万人規模を維持していくことを目標としています。15 歳未満の年少人口については、2015（平成 27）年時点で 41,865 人だったものが、現状の人口減少が続くと、2040（令和 22）年には 25,899 人と約 6 割まで減少すると推計されていますが、本市では約 8 割までの減少に抑えることを目標としています。

実際に、就学前児童数は、2017（平成 29）年から 2021（令和 3）年の 5 年間で 16,001 人から 14,843 人へ大きく減少しており、女性の就業率が上昇したとしても、将来的には、確実に保育・幼児教育需要は減少していくと見込まれます。

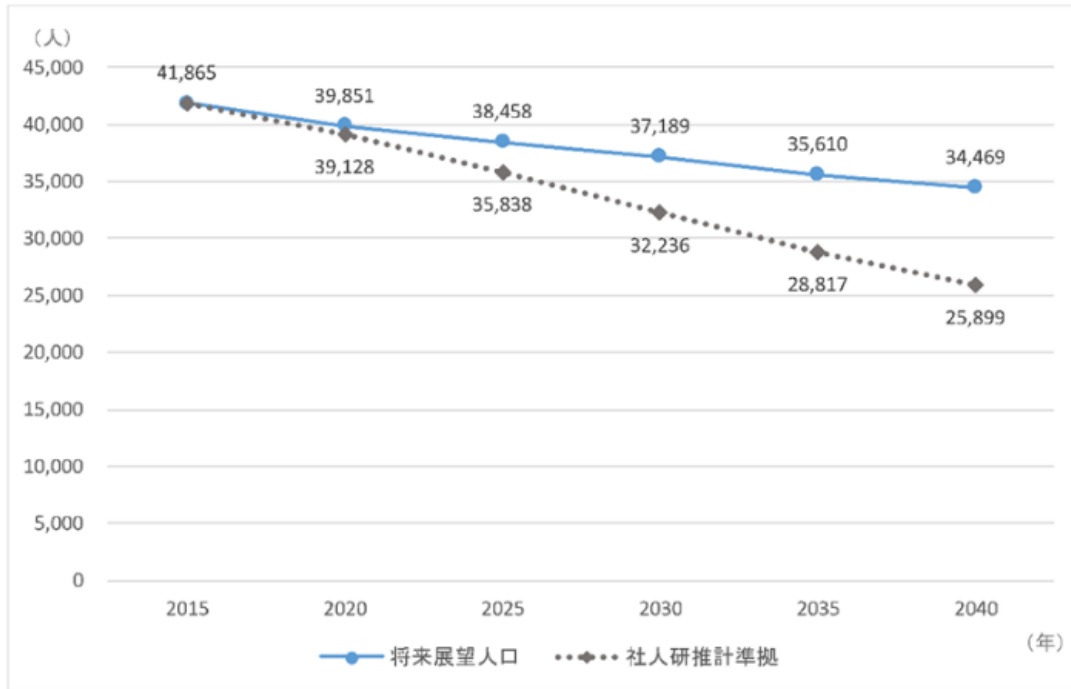
これまで、待機児童ゼロを最優先課題として施設整備や定員拡大に努めてきましたが、今後は、将来の保育・幼児教育需要減少を見据え、施設の最適配置について検討していく必要があります。

推計人口と（改訂）将来展望人口の比較

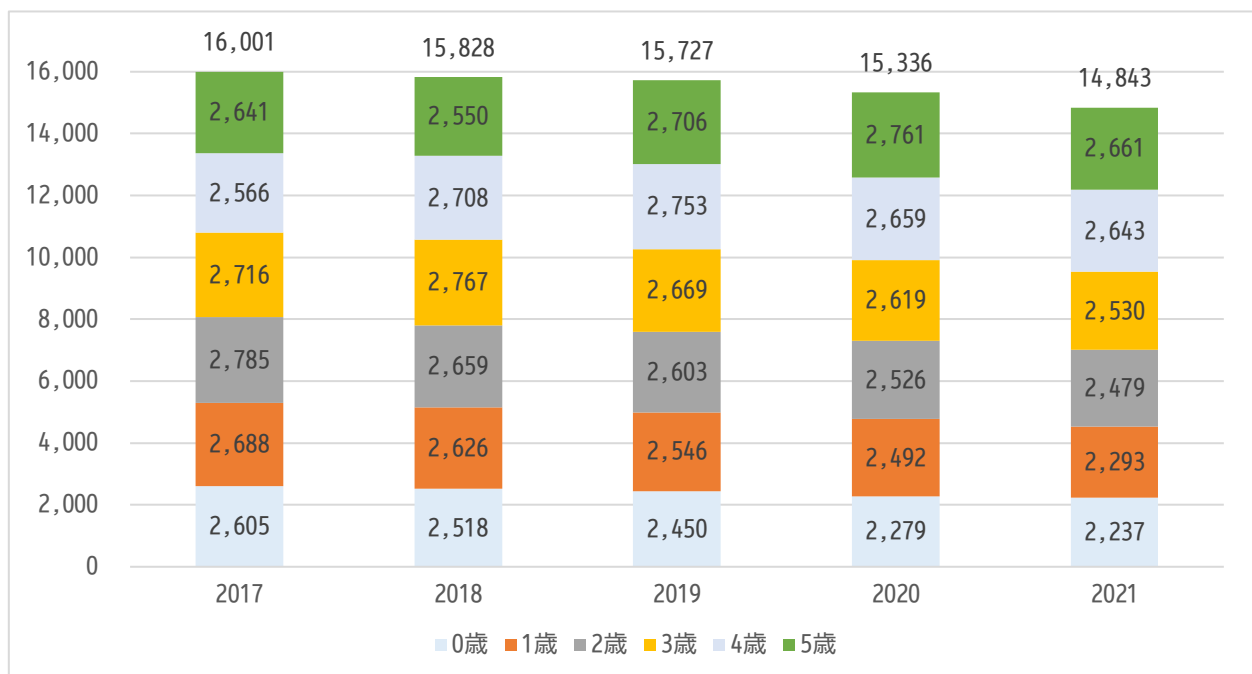


資料：郡山市人口ビジョン 2020

年少人口（0-14 歳）の比較



資料：郡山市人口ビジョン 2020



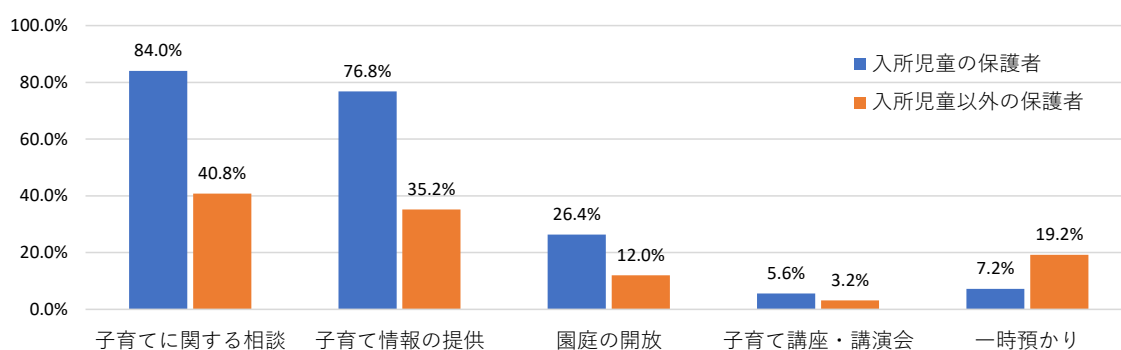
資料：郡山市保育課

◆ 子育て支援体制の充実

保育所保育指針では、保育所の役割のひとつに「入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う」とあり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領や幼稚園教育要領においても、地域とのかかわりが明記され、保育・幼児教育施設が、地域子育て支援を担う施設となることが期待されています。

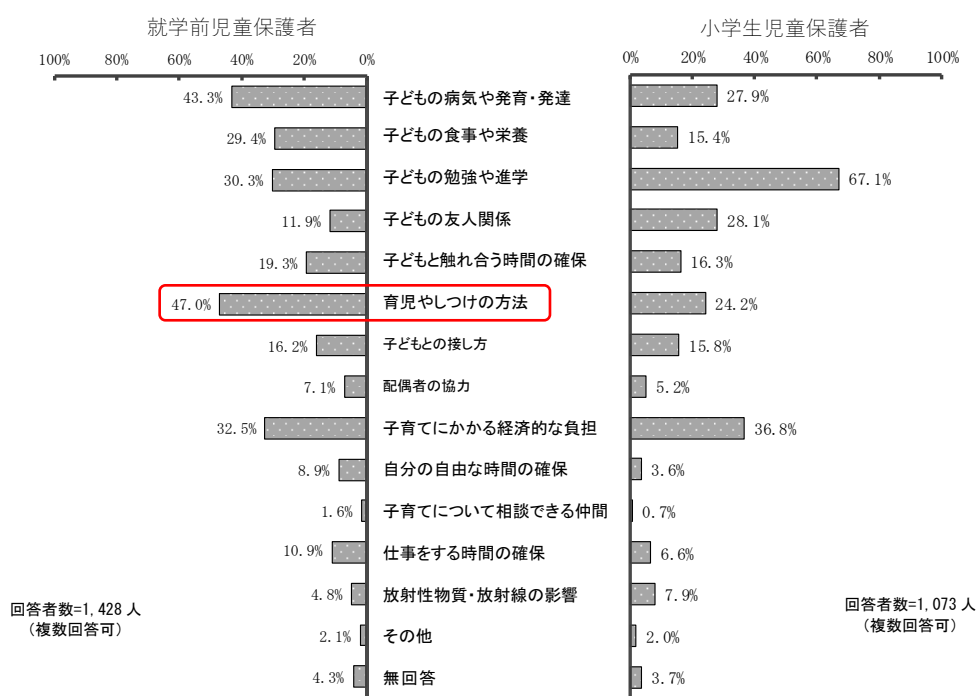
2018（平成 30）年に実施した子育てしやすい環境づくりアンケートでは、就学前児童保護者の子育てに関する悩みや心配ごととして、「育児やしつけの方法」という回答が 4 割を超え、子育てへの不安を抱える保護者が多くいることがうかがえることから、家庭で保育されている児童の保護者も含め、子育て支援制度をさらに充実させていく必要があります。

子育て支援の実施状況



資料：施設アンケート

子育てに関する悩みや心配ごと



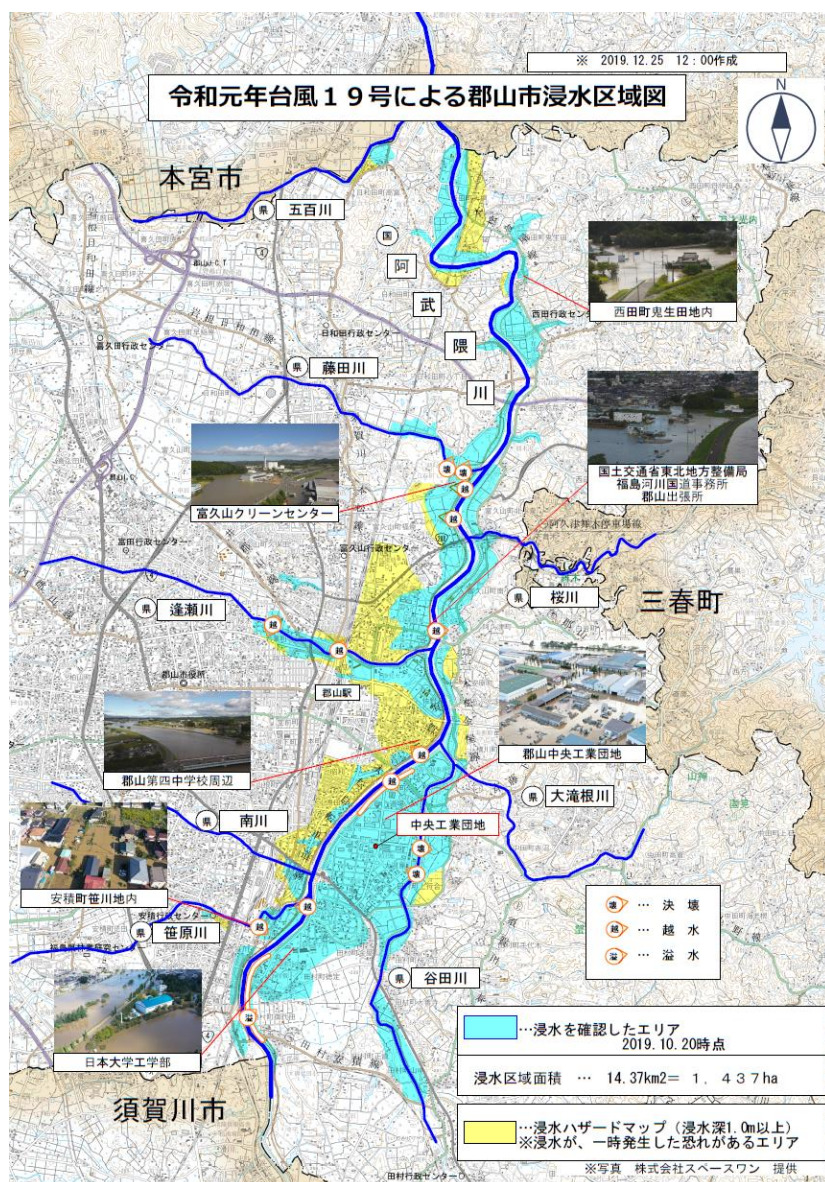
資料：子育てしやすい環境づくりアンケート（平成 30 年）

◆ 感染症や災害への対応

2011 年（平成 23）年に発生した東日本大震災では、市内の保育・幼児教育施設も大きな被害を受け、その後の原子力災害の影響は今も続いています。また、直近の豪雨災害である令和元年台風 19 号に伴う大雨では、3 施設が床上浸水し、数日間の休所・休園となりました。

新型コロナウイルス感染症対策では、遊具や玩具のこまめな消毒、行事の持ち方の見直し、施設内で陽性者が出た際の保健所との連絡など、現在も各施設が手探りで対応に苦慮していることがアンケートの自由回答でも見受けられました。

今後児童が安心して施設で過ごすためには、このような大災害の発生や感染症の流行などの緊急事態時においても、児童の安全を確保した上で、保育・幼児教育を提供できるよう、市の支援や施設間の連携・協力体制づくりが必要です。



資料：郡山市河川課

第3章 ビジョンの基本的な視点

本ビジョンでは、以下の視点から基本方針と取組みの方向性を検討しました。

(1) 子どもの最善の利益を尊重する視点

子どもは、基本的人権を持つ一人の人間として**尊ばれ**、自らも社会の一員としてのさまざまな役割を**果たすよう導かれながら**成長を遂げていく必要があります。そのために、幼児期の人格形成を培う保育・幼児教育については、良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達を保障するとともに、子どもの主体性を尊重し、『子どもの想い』に耳を傾けながら「児童の権利に関する条約」に定められている「児童の最善の利益」が実現される社会を目指し、取組みを進めます。

(2) SDGs の視点

SDGs とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2015 (平成 27) 年にニューヨーク国連本部の「国連持続可能な開発サミット」において採択された国際社会の総合的な目標であり、17 のゴール (目標) から構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現のために先進国も途上国もすべての国が関わって解決していくものです。本市では、2019 (令和元) 年 7 月 1 日、自治体による SDGs の達成に向けた優れた取組みを行う都市として、県内で初めて「SDGs 未来都市」に選ばれました。

また、選定都市の中でも特に先導的な取組みであって、多様なステークホルダーとの連携を通し、地域における自律的好循環が見込めるものとして、東北で初めて「自治体 SDGs モデル事業」にも選ばれました。今後も、将来世代につなぐ持続可能なまちづくりを進めるため、保育・幼児教育についても SDGs の視点を取入れます。



(3) セーフコミュニティの視点

セーフコミュニティとは、「けがや事故などは偶然の結果ではなく、原因を究明することで予防することができる」という基本理念に基づいて、地域全体が協働でけがや事故の予防活動など、安全・安心の取組みを行っている地域のことです。

本市では、東日本大震災からの復興により、震災前の快適で暮らしやすいまちを取り戻すだけでなく、より一層の安全と安心に包まれたまちづくりを加速させるため、2014（平成 26）年、WHO（世界保健機関）が推奨するセーフコミュニティの国際認証取得を目指して活動を開始し、2018（平成 30）年 2 月 2 日に国内 15 番目の国際認証都市となりました。セーフコミュニティ活動は、さまざまなデータの分析により見えてくる地域の課題を解決するために、町内会をはじめとする地域団体、企業、行政などがそれぞれ行っている安全・安心の取組みを、分野を越えて実施することで、より有効に展開することができます。また、けがや事故の減少により、市民の誰もが求める「安全・安心」の向上や、地域住民、関係機関、各種団体と行政が協働することによる情報や連帯意識の共有、国際基準による安全・安心の取組みを行う自治体としての地域イメージの向上が期待されます。

本市の保育・幼児教育においても、本市の未来をつくる主役である児童の安全・安心の確保が重要であることから、この視点を取入れます。

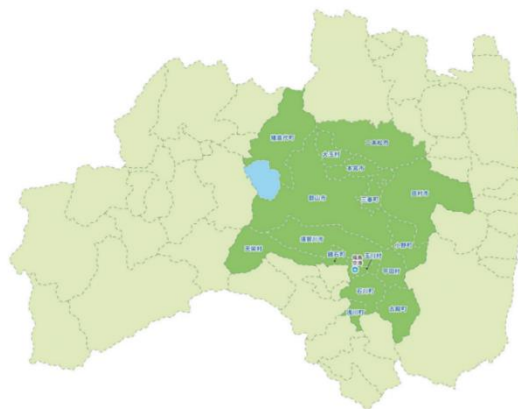
(4) こおりやま広域連携中枢都市圏の視点

本市では、16 市町村で連携してこおりやま広域連携中枢都市圏を形成し、構成する市町村が自律的にまちづくりに資する個別的事業連携を進め、お互いの強みをいかした「広め合う、高め合う、助け合う」関係の構築を推進するとともに、持続可能な圏域形成を目指しています。

従来から、保護者の就労環境などから市に居住する児童を他の市町村にある保育所などに入所させ、または他の市町村に居住する児童を市の保育所などに入所させる広域入所などを実施しており、このような助け合う取組みを引続き基本的視点として取入れることで、地域の将来を見据えた施策を展開します。

こおりやま広域圏構成市町村

郡山市・須賀川市・二本松市・田村市・
本宮市・大玉村・鏡石町・天栄村・
猪苗代町・石川町・玉川村・平田村・
浅川町・古殿町・三春町・小野町
(2022 年 4 月から磐梯町参加予定)



第4章 基本方針と取組みの方向性

2020年6月に、厚生労働省「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」から議論のとりまとめが示されました。その中で、「保育の質は、子どもの経験の豊かさと、それを支える保育士等による保育の実践や人的・物的環境からその国の文化・社会的背景、歴史的経緯に至るまで、多層的で多様な要素により成り立つ」とされ、常に「子どもにとってどうか」という視点を中心とすることが重要とされました。

「良質な保育・幼児教育」とは、一義的に定義できるものではなく、子どもの状況や地域の実情、時代的背景や社会的背景により変化しうるものです。

本市では、一定の水準を保ち、更なる向上の基点となるよう定められた「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を基盤としつつ、「子どもの想い」を第一に考えながら、本市の現状や時代の要請を踏まえ、保育・幼児教育の質の向上に取り組んでいきます。

そこで、これまでの保育・幼児教育に係る基本的な取り組みも継続しつつ、第2章で明らかとなった課題を解決することで、本市全体の保育・幼児教育の質の向上につながると考えることから、以下の基本方針に基づいて施策を検討し、市全体の保育・幼児教育の質を向上させるとともに、持続可能な保育・幼児教育サービスの提供体制を整えていきます。

基本方針1

保育・幼児教育の質の向上に必要な基盤を整えます

子どもの最善の利益を尊重するためには、良質かつ適切な保育・幼児教育サービスを提供し、安全な保育・幼児教育環境を整備する必要があります。そしてそのためには、保育者の確保が重要な課題の一つとなります。必要な人員が配置されることで、保育者に心身の余裕ができ「子どもの最善の利益」へつながる保育・幼児教育を行うことができると考えます。

また、保育者が実際の保育の経験とそれを踏まえて学ぶ機会、さらに学びを支える環境や人材が重要です。子どもが一人の人間として尊重される保育・幼児教育の実現には、一人ひとりの保育者もまた行為の主体として尊重されること、及びその認識が施設内外で共有されることが必要です。

◆取組みの方向性

1. 保育者の就労環境改善

保育者の離職を防止し、就労継続を支援するためには、業務負担軽減や処遇改善など、就労環境を改善することが必要です。

本市では、保育者の業務負担軽減を図るため、保育補助者（保育士資格は有しないが、必要な研修等を受講した上で保育士の補助をする者）や保育支援者（保育士資格を有せず、清掃や給食の配膳等、保育士の負担を軽減する業務を行う者）を雇用する民間施設に対する補助事業を 2019（令和元）年度に開始しました。また、ICT の活用により保育士の負担軽減や施設運営の効率化に取り組む施設に対する補助事業も実施しています。

公立保育所においては、2018（平成 30）年度から随時保育業務支援システムを導入しているほか、2020（令和 2）年度には、シーツ等のメンテナンス契約も含む軽量の寝具のリースを開始しました。

これらの施策を今後も継続しながら、保育業務支援システム活用方法の施設間での共有や、必要な書類の見直し等、さらに業務負担を軽減・効率化する方策を検討し進めていきます。

また、保育者アンケートでは、「就業施設で改善してもらいたいことは何ですか？」との問いに対し、「給与等」が 49.1%で 1 位、「職員配置」が 27.0%で 2 位となったため、処遇の改善や職員配置の改善をするために必要な施策について、国の動向を注視しつつ、先進事例を参考としながら検討していきます。

2. 保育士・保育所支援センターの機能強化

本市では、2013（平成 25）年 10 月に保育士・保育所支援センターを開設し、潜在保育士の掘り起こしや、復職支援などに取り組んできました。保育士・保育所支援センターの登録者数は、2021（令和 3）年 5 月 31 日時点で累計 569 人、保育施設等とのマッチング件数は累計 486 件となっています。

今後は、さらなる潜在保育士の掘り起こしに努めるとともに、研修等の実施や、広域圏市町村との連携などを検討しながら、さらなる機能強化を図っていきます。

3. 研修機会の確保

保育者が専門的知識や技術を獲得し、資質を向上させるためには、研修の受講は有効な手段となります。

施設アンケートでは、90%以上の施設で年に複数回の保育者研修を実施している結果となり、各施設で積極的に保育者の資質向上に取り組んでいることが伺えます。保育者アンケートでも、80%以上の保育者が、自身のキャリアアップのために専門性を高める研修を受けたことがある又は受講の希望があるという結果となり、高い意欲があることが分かりました。

また、施設設置者や施設長といった、施設の運営に関わる方たちに対し、保育・幼児教育を取り巻く状況や、施設運営のあり方、事故防止のための取り組みなどについての研修を実施することも、市全体の保育・幼児教育の質の向上を図るためには重要です。

それぞれの経験や役割等に応じて必要な研修を受けられるよう、研修受講に対する支援体制の整備、市独自の研修の実施、保育士養成校との連携強化などについて検討して

いきます。

4. 市内の施設や保育者のネットワーク構築

市全体の保育・幼児教育サービスの質を向上させていくためには、施設同士や保育者同士のネットワーク構築により、情報共有や学びあいをしていくことが必要であると考えます。

本市ではこれまで、認可保育所長会議や主任保育士会議を開催することで情報共有を図ってきましたが、認可保育施設数が多くなったり施設種類が多様化したりしたことに加え、新型コロナウイルス感染症の流行により、従来どおりに開催することが難しい状況になっています。

今後も引き続き情報共有や意見交換を行い、相互に学びあい高めあっていくために、新しいネットワークの形について検討していきます。

5. バックキャストの視点による就学に向けた支援

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、保育所、認定こども園、幼稚園など施設の違いを問わず、小学校就学前に生活や学びの基盤を保障し、幼保小が連携して質の高い保育・幼児教育を受けることができるよう、国の動向も見据え、市教育委員会との連携を図るなどバックキャストの視点による幼児教育推進体制の整備について検討していきます。

基本方針 2

多様な保育・幼児教育ニーズへ対応していきます

特別な支援を必要とする児童や保護者への支援がこれまで以上に求められているとともに、女性の就業率の増加や世帯構成の変化などに伴い、求められる保育・幼児教育サービスは多様化しています。これらのニーズへきめ細かく対応することは、SDGs の理念である「誰一人取り残さない」子育て支援の実現に必要であることから、**子どもの最善の利益を尊重する視点を大切にしながら**、対応方策について検討していきます。

◆取組みの方向性

1. 特別な支援が必要な児童・保護者への支援

本市では、認可保育施設、認可外保育施設及び幼稚園に臨床心理士を派遣し、集団生活に配慮が必要な児童の保護者や保育者の相談に応じるカウンセリング事業を実施しており、2020（令和 2）年度は新型コロナウイルス感染症の影響で回数を減らして実施しましたが、54 施設で 123 回実施し、10 名の児童を医療機関等へとつなぐことができました。今後も、保護者や保育者の不安を解消するとともに、早期に必要な支援へとつなげるため、継続して事業を実施していく必要があります。

また、障がいのある児童等を受け入れる施設へ適切な支援をしていくことは、障がいのある児童等に対し、安定した保育・幼児教育環境を提供するために必要であることから、現在実施している加配保育士に対する財政面での支援に加え、保育者の専門性を高めるための療育の専門家等を講師とする研修の実施、保育課へ臨床心理士等を配置することによる相談窓口の設置、療育機関等との連携強化による支援体制の構築等を検討していきます。

併せて、特別な支援が必要と思われる保護者（**子育てに悩みや不安がある・子どもの栄養状態が悪い、子どもが保護者から暴力や暴言を受けている疑いがある、貧困等**）についても、**こども家庭相談センター**や児童相談所等関係機関との連携強化や、相談窓口の明確化など、施設が適切に対応できる支援について検討していきます。

2. 医療的ケア児への支援

医療的ケア児への支援については、2021（令和 3）年 6 月に「医療的ケア児支援法」が成立し、これまでの「努力義務」から「責務」となりました。

医療的ケア児とは…

日常生活の中で長期にわたり医療的ケアを必要とする児童を医療的ケア児といい、医療的ケアの内容には、喀痰吸引、経管栄養、導尿、インスリン注射などがあります。

本市では、2020（令和 2）年度に医療的ケア児の保育を実施する認可保育施設に対する補助制度を創設しました。また、障がい福祉担当課には医療的ケア児コーディネータ

一を配置し、相談等の窓口を設置しています。

今後は、公立保育所での受け入れ態勢の整備や、レスパイトケアとしての一時預かり事業の実施など、さらなる拡充を検討していきます。

3. 病児保育事業の拡充

本市では、1998（平成 10）年から病後児保育事業を開始し、現在では、4 つの医療機関で病児保育事業（病児対応型）を実施しています。

そのほか、市内の企業主導型保育事業 5 施設においても、病児保育事業（病児対応型・病後児対応型・体調不良児対応型）が実施されています。

保護者アンケートにおいて、施設で行ってほしい子育て支援として「施設利用中に体調不良となった場合の病児保育」が 58% で最も多い回答となったことから、認可保育施設における病児保育事業（体調不良児対応型）の実施や、在園施設から病児保育事業実施施設への送迎対応など、病児保育事業の拡充について検討していきます。

また、菊池医院「らびっと」については、2020（令和 2）年度から協定により広域利用の対象施設としていますが、利用状況等を検証しながら、効果的な広域利用の在り方についても検討していきます。

4. 延長保育事業の拡充・休日保育の検討

本市では、1995（平成 7）年から公立保育所における延長保育事業を開始し、現在では、18 施設で夕方 1 時間（保育標準時間の場合）の延長保育を実施し、日和田保育所では朝の延長保育も実施しています。民間認可保育施設については、延長保育事業を実施する施設に対して補助金を交付しており、2020（令和 2）年度の実施施設数は、69 施設中 53 施設でした。保護者アンケートにおいて、早朝（7 時半以前）の保育を「常に必要」または「ときどき必要」とした回答が 38.8%、夜間（19 時半以降）の保育を「常に必要」または「ときどき必要」とした回答が 27.7% であったことから、実施施設数や実施時間の拡充について検討していきます。

また、休日保育については、現在認可保育施設で実施している施設はありません。保護者アンケートにおいて、休日の保育が「常に必要」または「ときどき必要」とした回答は 44.9% と高く、働き方の多様化により休日保育の必要性が高まっていると思われることから、実施について検討をしていきます。

5. 保育施設等の広域利用の検討

市町村の範囲を超えて保育施設等に入所させる広域入所は現在も行っていますが、保護者の就労環境の広域化等により、今後さらにニーズが高まっていくことが想定されることから、こおりやま広域圏内において、市町村単位での入所調整ではなく、広域圏全体としての調整を行う等、より効果的・効率的に広域利用ができる方策について検討していきます。

施設の適正配置に取り組みます

本市ではこれまで、待機児童解消を最重要課題とし、民間活力を生かした認可保育施設の整備を進めてきました。その結果、2015（平成 27）年には 40 施設（定員数 3,209 人）だった認可保育施設が、2021（令和 3）年には 84 施設（定員数 5,624 人）と倍増し、4 月 1 日時点での国基準待機児童が解消されました。

しかし、近年の少子化傾向にも関わらず、女性の就業率の向上や核家族化の進展等により、認可保育施設への入所希望者数は増加しており、当面、年度の途中での国基準待機児童及び入所保留者が一定数発生すると見込まれることから、幼稚園の認定こども園への移行や、認可外保育施設の認可保育施設への移行とともに、定員以上に児童を受け入れる弾力的運用が必要な状況です。

その一方で、長期的な視点に立てば、さらなる少子化の進行により市全体の保育・幼児教育需要が減少し、このままの施設数・定員規模を維持することが難しくなっていくことが想定されます。

そのため、必要な保育・幼児教育サービスの提供体制を維持しつつ、少子化の進行に応じて施設配置を最適化していく方策について検討していきます。

◆取り組みの方向性

1. 公立保育所の機能強化

国基準待機児童の解消を達成したことで、本市の保育・幼児教育行政は、量から質への転換期を迎えました。かつて公立保育所は、必要な保育サービスを確保するという「量」の側面で大きな役割を担っていましたが、子ども・子育て支援新制度のスタートにより民間施設が大きく増えたことで役割が変化し、「質」の側面で郡山市の保育・幼児教育サービスの質の向上をけん引していく役割へシフトしていく必要があります。

行政機関の一翼としての求められる責任を果たしていくため、以下の方向性で機能強化を図っていきます。

(1) よりよい保育・幼児教育サービスの研究・実践

公立保育所は、1955（昭和 30）年に芳賀保育所を開所して以来、60 年以上に渡って、本市の保育行政の中心的な役割を担ってきました。また、職員の勤続年数が比較的長く、定期的な人事異動もあることから、豊富な経験や知識が蓄積され、現在に至っています。それらを生かして、高い水準の保育・幼児教育サービスを引き続き実践していくとともに、時代の要請に応じた新しい形の保育・幼児教育についても、積極的に研究・実践していく役割を担っています。

また、蓄積した事例やノウハウは積極的に市内保育・幼児教育施設と共有し、必要に応じて支援することで、市全体の保育・幼児教育の質の向上に貢献していきま

す。

(2) 特別な支援を要する児童や保護者への支援

特別な支援を要する児童を受け入れ、その子に必要な支援を適切に行っていくためには、看護師や保育士の加配や、専門的な知識やノウハウが必要となります。また、特別な支援が必要と思われる家庭や保護者への支援については、児童相談所や市の関係部局等、多くの関係機関との連携による重層的支援が必要となってきます。

公立保育所においては、行政機関として積極的に支援をしていく必要があるため、受け入れ体制の整備や職員の専門性向上などに努めていきます。

(3) 地域の子育て支援拠点としての役割

保育所には、地域の子育て支援拠点としての役割もあります。特に公立保育所においては、行政機関の窓口として、児童や家庭の状況、子育てに関する市民ニーズを把握し、市の保育行政へ反映させる機能が必要です。現在実施している地域ふれあい事業等も継続しつつ、小学校や地域民生委員との連携強化、ほかの行政施設との複合化なども検討していきます。

(4) 保育需要の少ない地域におけるセーフティネットの役割

保育需要が少ない地域においても、行政の責務として必要な保育サービスを確保していく必要があります。また、広域市町村から郡山市へ働きに来る保護者の利便性確保も、広域圏の視点からは必要です。採算性の観点から、保育需要の少ない地域においては民間事業者による施設運営が難しいことが多いため、公立保育所がセーフティネットの役割を果たしていきます。

2. 必要な保育・幼児教育の確保

少子化の進行に伴い、将来的には保育・幼児教育の需要は減少する見込みではあるものの、必要とされる保育・幼児教育を引き続き確保していくことも重要であることから、以下の方向性で確保方策について検討していきます。

(1) 小規模保育事業・事業所内保育事業（地域枠）の有効活用

本市にある小規模保育事業・事業所内保育事業 18 施設のうち、2021（令和 3）年 4 月 1 日時点の入所率が 80％に満たない施設が 6 施設あります。これらの施設が 0 歳から 3 歳までの児童のみを対象としており、3 歳以降は別の施設に移らなければならないことを保護者が敬遠することが一つの要因であると考えられるため、保護者が安心してこれらの施設を利用できる環境を整える施策について検討します。

(2) 子ども・子育て支援新制度への移行支援

本市には、新制度へ移行していない幼稚園が 28 園、事業所内保育施設を除く認可外保育施設が 23 施設あります。認定こども園化を希望する幼稚園や、認可を目指す

認可外保育施設への支援策を検討していきます。

(3) 特に必要とされる保育・幼児教育サービスを提供する施設への支援

基本方針 1 でも示したとおり、女性の就業率の増加や世帯構成の変化などに伴い、求められる保育・幼児教育サービスが多様化しており、そのニーズに対応していくことが必要となっています。そのため、基本方針 1 の取組みの方向性に挙げられているような保育・幼児教育サービスを提供する施設への支援強化について検討していきます。

3. 少子化の進行に応じた公立保育所の適正配置

必要な保育・幼児教育はしっかりと確保していく必要があるものの、少子化の進行に伴い、必要な保育・幼児教育の量は徐々に減少していくと想定されることから、その対応方策も必要になってきます。

必要な保育・幼児教育の量の減少に対応していく方法としては、定員の縮小や施設の廃止等が考えられますが、雇用の確保や民間活力の活用の観点から、老朽化が進む公立保育所の統廃合や定員削減により対応することを基本とします。なお、施設の統廃合を行う場合には、あらかじめ一定期間の周知を図るなど、保護者や児童の負担を極力軽減することに十分配慮します。

(1) 統廃合の考え方

① 老朽化の著しい保育所を優先

25 か所ある公立保育所のうち、2022（令和 4）年度に 20 か所が築 30 年を超えます。老朽化した施設は修繕等の維持管理コストが高くなり、また、耐用年数を考慮した大規模改修や建て替えの必要性が出てきます。

そのため、公立保育所の統廃合については、老朽化の著しい施設を優先して検討します。

② 浸水想定区域内にある保育所を優先

安全・安心な保育サービスを提供するため、浸水想定区域内にある施設を優先して検討します。

③ 所在する地域の状況を考慮

基本的には、保育・幼児教育の供給が過剰となっている地域に所在する施設を優先して統廃合を検討しますが、必要とされる保育・幼児教育サービスの確保のため、近隣の民間施設の状況等を十分考慮して検討します。

(2) 定員削減の考え方

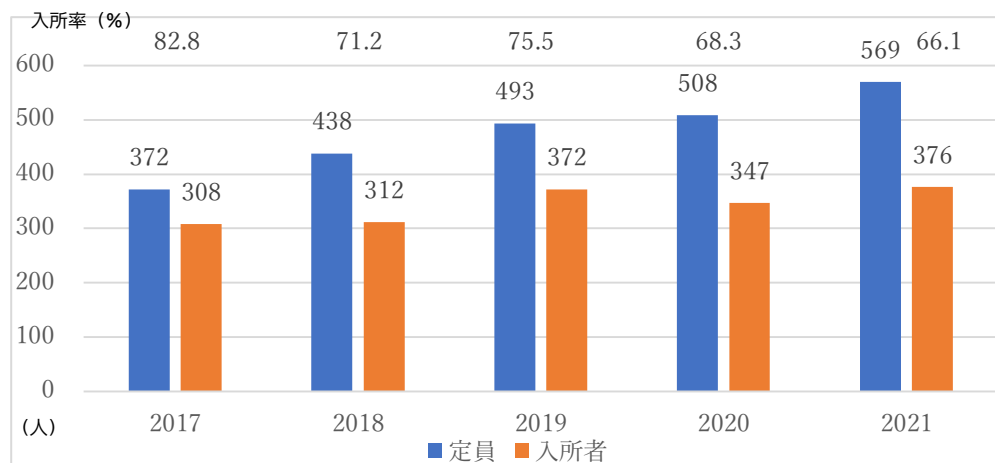
① 定員が 100 人を超える保育所を優先

適正な規模できめ細やかな保育サービスを提供するため、定員削減の必要性が生じた場合は、定員が 100 人を超える大規模な施設を優先して検討します。

② 0歳児の定員削減を優先

0歳児の入所者数は増加傾向にあるものの、それを大きく上回る施設整備がされており、入所率は減少傾向にあります。

0歳児入所者と入所率推移（各年4月1日現在）



また、育児休業制度の普及により、今後も需要はあまり伸びないことが予想されます。

0歳児の入所率は民間施設の経営状態に大きな影響を与えることから、0歳児の定員削減を優先して検討します。

(3) 統廃合や定員削減により確保できる財源や人員の有効活用

公立保育所の統廃合や定員削減などにより確保できる財源は、引続き子育て支援に活用することを基本とし、保育・幼児教育サービスの充実や子育て世帯の経済的負担軽減策等に有効活用することを検討します。

人員については、先に述べた公立保育所の機能強化を実現するために必要な人員を手厚く配置するなど、有効に活用していきます。

基本方針 4

災害時等に助け合う体制をつくります

地震や水害、感染症の流行など、ひとつの施設では対応できない状況になったときに相互に助け合い、安全・安心な保育・幼児教育サービスを提供し続けるためには、平時から準備をし、協力体制を整えておくことが必要であることから、対応方策について検討します。

◆取り組みの方向性

1. 災害時等の協力体制の構築

地震や水害などの災害、感染症の流行などが発生した際にも必要な保育・幼児教育サービスを維持するための方策として、保育・幼児教育に必要となる物資の備蓄や、被災した施設に通う児童の一時的な保育・幼児教育の受け皿の確保、施設が被災した際の相互の協力体制の構築（対口支援）などを検討していきます。

2. 災害対応にかかわる計画策定の支援

2017（平成 29）年 6 月に土砂災害防止法が改正されました。これにより、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設（保育施設を含む）の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。

本市ではすべての対象施設が速やかに策定を終えることができるよう支援をしています。

3. 施設の危機管理体制の強化

感染症や災害への対応について、研修の実施やガイドラインの作成など、施設の危機管理体制を強化する取り組みを検討します。